

「総合防除実践ガイドライン」の策定について

- 農林水産省では、平成17年に「総合的病虫害・雑草管理（IPM）実践指針」（平成17年 9月30日付け17消安第6260号消費・安全局長通知。以下「IPM実践指針」という。）を定め、都道府県における地域の実情に応じたIPMの推進を図ってきた。
- 今後、植物防疫法及び食料・農業・農村基本法等に即して、総合防除を一層推進し、その現場への浸透を図るためには、病虫害の発生状況の変化や政策*に対応するよう、IPM実践指針を見直す必要がある。

*：近年の農業生産の現場では、病虫害の発生活長の変化や薬剤抵抗性を獲得した病虫害の顕在化などの課題が生じる中、「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月公表）に掲げる取組目標のひとつとして、化学農薬使用量（リスク換算）の低減が求められている。

令和5年に施行された改正植物防疫法（昭和25年法律第151号）においては、「総合防除」が規定され、「予防・予察」に重点を置いた総合防除を推進する仕組みが創設された。

また、令和6年に施行された改正食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）においては、国は病虫害の発生の予防及びまん延の防止のために必要な施策を講ずるものと規定された。

更に、改正食料・農業・農村基本計画においては、総合防除の一層の推進による植物防疫の確実な実施を図るため、目標年である2030年（年度）までに、都道府県等による総合防除実践指標策定数を470件とするKPIが設定された。

- このため、令和7年1月以降、有識者による「総合的病虫害・雑草管理（IPM）実践指針の見直しに関する検討会」を開催し、同検討会及びパブリックコメントによる意見を踏まえて、今般「総合防除実践ガイドライン」を取りまとめた。

<参考1：総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針の見直しに関する検討会開催状況>

- 第1回：令和7年1月29日（水）（オンライン会議）
 第2回：〃 2月12日（水）（〃）
 第3回：〃 3月19日（水）（〃）
 第4回：〃 4月24日（木）（〃）
 第5回：〃 5月29日（木）（〃）
 第6回：〃 7月28日（月）～8月10日（日）（書面会議）

<参考2：パブリックコメント実施結果>

意見・情報受付期間：6月20日（金）～7月19日（土）（30日間）
 提出意見数：7件

ガイドラインの修正を行った主な意見

意見概要	ガイドライン修正概要
1. 本ガイドラインによる総合防除の推進に期待。その上で、以下の点に関して追記等を検討して欲しい。 ・人材育成の強化（ICT等の異業種との連携推進、認定制度の創設） ・大規模農業への対応力強化（コンサル、スマート農業機器等の利用促進等） ・気候変動への対応力強化（AI活用による予測システム開発、早期警戒・情報発信の強化、農業共済等におけるインセンティブ導入）	意見を踏まえ、 ・異業種連携による新たな人材育成等の推進 ・経営規模の大規模化に対応するコンサルティングサービス提供事業者の活用の推進 ・（既に記載のあるAIの活用、情報発信の強化に加え）営農管理システムを用いた情報発信や予察への活用等 について追記。 なお、スマート農業技術の利用促進に関しては記載済だが、スマート農業技術促進法に基づく政策であることを脚注に補足。
2. 営農管理ツール等の活用について加筆してはどうか。	意見を踏まえ、営農管理システムを用いた情報発信や予察への活用等について追記。
3. 農業プラスチックによる環境負荷を低減するよう、生分解性マルチの推奨が必要。	意見を踏まえ、農業用プラスチックの排出削減等を含めた、農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組の実践に努める旨を追記。